

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

介護一時金

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。

①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1)

②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

(※1) この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。また、傷害死亡保険金についても、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に解約となります。

(※2) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。

(※3) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン「公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

【要介護認定を受けた日】被保険者が認定を受けた要介護認定について公的介護保険制度に基づいて申請を行った日をお願いします。

認知症一時金

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中に、認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合、特約^(※)は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

(※) 軽度認知障害等一時金支払特約および認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)をいいます。

介護一時金・認知症一時金共通

保険金をお支払いできない主な場合(介護・認知症一時金共通)

①故意または重大な過失
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
⑥先天性異常
⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの
⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
⑨地震、噴火またはこれらによる津波

介護一時金

(注) 初年度加入の締結後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額

②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

【認知症一時金】

(注) 初年度加入の締結後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に認知症に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額

②被保険者が認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

【傷害】傷害死亡保険金*

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。

傷害死亡保険金の額＝傷害死亡保険金額の全額

*傷害死亡保険金には「天災危険補償特約」がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害死亡に対しても保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失
②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの
③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
⑤脳疾患、疾病または心臓喪失
⑥妊娠、出産、早産または流産
⑦外科的手術その他の医療処置
⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空操縦縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準するものおよび練習を含みます)などの間の事故

(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

令和8年1月始期版

認知症プラン 新登場!

楽しく長生きをするために 介護と認知症、ふたつに備えるコースの保険 人生100年時代に安心な毎日を。

コープの 更新型

介護・認知症保険

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)等セット団体総合保険

生協組合員と **ご家族** の介護・認知症保障

WEB申込はコチラ!

団体割引 **28.5%適用**

新登場の認知症プランも団体割引でお得に加入できます!

新規加入対象年齢

介護一時金 **0歳～満79歳**

認知症プラン **18歳～満79歳**

継続 満89歳まで

「自分の介護は…」 **家族に負担をかけないために。**

「介護はお金がかかりそう…」 **介護費用の補償で安心して介護準備を。**

「認知症も不安…」 **新登場の認知症プランで費用面の備えを。**

コースの介護・認知症保険について、動画でもご確認いただけます!

加入の方法

加入依頼書兼告知書の提出

- 告知していただいた内容をご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

毎月の締切日 右のスケジュール一覧をご覧ください。
 保険の開始日 右のスケジュール一覧をご確認ください。
 保険料の引き落とし
 保険料は生協へ登録された口座から毎月6日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動振替いたします。
 ※振込用紙でお支払いの方は、振込用紙記載の期日(6日)まで、にお振込みとなります。*クレジットカードでのお支払いは、クレジットカード取扱協会が定める期日によりお支払いいただきます。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

契約継続時の取扱い

既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書兼告知書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

【保険料の自動引き落としができなかった場合】

- 初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。))に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

- 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身で確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。**
 - 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 □ 保険金額 □ 保険期間 □ 保険料、保険料払込方法 □ 満期返戻金・契約者配当金がないこと

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店・引受保険会社		引受保険会社	
● 取扱代理店	パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部 〒169-0072 東京都新宿区久保2-2-6 ラクアス東新宿6階 TEL 0120-201-342 (受付時間：月～金曜日の午前9時半から午後5時まで)	● 引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 団体・公営開発部 第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-5528 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

● **お客さま告知相談窓口** ご加入をご検討される際の告知に関するご相談は右記の電話番号までご連絡ください。TEL: 0120-101-591
 受付時間：平日 午前9時から午後5時まで(12月31日から1月3日を除きます。)| 告知以外のご相談(補償内容、加入依頼書兼告知書の記入の方法等)は、取扱代理店までご連絡ください。

● **保険金請求に関するお問い合わせ窓口** 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
事故サポートセンター TEL: 0120-727-1110 ◆受付時間 24時間365日

● **損保ジャパンへの相談・苦情窓口** 損保ジャパンへの相談・苦情に関しては右記のカスタマーセンターまでご連絡ください。TEL: 0120-888-089
 受付時間：平日 午前9時から午後8時まで
 土日祝日 午前9時から午後5時まで(12月31日から1月3日までは休業)

*ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
 <損保ジャパン公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

● **保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)** 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 **そんぽADRセンター(ナビダイヤル) 0570-022808(通話料有料)**
 (受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで | 土・日・祝日・年末年始は休業。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。)| <https://www.sompo.or.jp/>

介護一時金

500万円コース

傷害死亡保険金100万円

月払保険料 **900円**

団体契約で **28.5%の割引率**

天災危険補償特約セット

新規加入 0歳～満79歳まで 加入OK!
 交通事故で要介護になった場合も給付
 継続 満89歳まで

認知症一時金

100万円コース

月払保険料 **590円**

団体契約で **28.5%の割引率**

新規加入 **18歳～満79歳**まで 加入OK!
 継続 満89歳まで

ふたつの備えで大きな安心

公的介護保険の要介護2～5認定の場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し30日を超えて継続した場合にお支払い!

様々な介護にかかる費用としてまとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。

初期平均費用 74万円	介護用ベッド購入(注)	住宅改修	介護平均費用 581万円	介護平均期間 5年1か月
月々の平均費用 8.3万円	通院までの交通費や代車代	通所リハビリテーション	訪問介護 入浴や食事	

(注)介護保険でベッドなどの福祉用具をレンタルすることも可能です。
 ※過去3年間に介護経験がある人への調査 ※生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

コース別 保険料

*保険料は男女問わず同額です。

保険期間1年 団体割引 28.5%	介護一時金				認知症一時金		
	500万円コース	300万円コース	200万円コース	100万円コース	200万円コース	100万円コース	50万円コース
被保険者満年齢	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
0~17歳	80円	70円	60円	50円	—	—	—
18~39歳	80円	70円	60円	50円	800円	400円	—
40~44歳	130円	90円	80円	60円	800円	400円	—
45~49歳	250円	170円	130円	90円	800円	400円	—
50~54歳	450円	290円	210円	130円	800円	400円	—
55~59歳	900円	560円	390円	220円	1,170円	590円	—
60~64歳	1,750円	1,070円	730円	390円	1,620円	810円	—
65~69歳	2,960円	1,800円	1,210円	630円	2,610円	1,310円	—
70~74歳	6,240円	3,760円	2,520円	1,280円	5,290円	2,650円	—
75~79歳	13,050円	7,850円	5,250円	2,650円	10,410円	5,210円	—
80~84歳	—	15,750円	10,510円	5,280円	—	—	4,820円
85~89歳	—	29,360円	19,590円	9,820円	—	—	8,230円

ご継続時のコース変更について

- コース変更は更新時(毎年1月1日)のみとなります。コース変更時の保険料は1月1日時点の満年齢が適用されます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が減額となるコースに変更する場合は、告知なしでご継続できます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が増額となるコースに変更する場合は、新たな告知が必要となります。

【介護プランの場合】

- 新規加入可能年齢：0～満79歳まで。(満89歳まで継続可能です。)| 満80歳以上は300万円コース以下でのご継続となります。

【認知症プランの場合】

- 新規加入可能年齢：満18～満79歳まで。(満89歳まで継続可能です。)| 満80歳以上は50万円コースでのご継続となります。

【介護・認知症プラン共通】

- 新規加入可能年齢：0～満79歳まで。(満89歳まで継続可能です。)| 次年度以降、割引率が変更となる場合があります。
- 保険は1年更新です。5歳ごとに保険料が変わります。(更新時の保険料は、毎年1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。)
- 解約返戻金はありません。
- 介護・認知症プランそれぞれに1コースずつ加入可です。プラン毎に複数のコースへの加入はできません。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合があります。また、団体ご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■この商品は損害保険であり、共済ではありません。

